(f)　毎月、本決定の実施について、本決定と条約の要求を満たすことについてシリア・アラブ共和国が達成した進展、シリア・アラブ共和国に関する事務局によって実施された活動、及び、追加的な資源（特に技術的及び人的資源）の必要性を含め、理事会に報告すること。

3.　更に次について決定する。

(a)　緊急に、シリア・アラブ共和国に関して事務局が活動を実施するための資金調達の仕組みを検討すること、及び、そのような立場にある全ての締約国に対して、本決定の実施に係る活動を行うための任意の拠出を要請すること。

(b)　事務局長が、本決定若しくは条約の要求を満たすことについてのシリア・アラブ共和国による遅れ、とりわけ、実施及び検証に関する条約の附属書第二部の七に規定される事態を含むもの、又は、シリア・アラブ共和国における協力の欠如その他本決定の実施に関して生じた問題を報告する場合には、二十四時間以内に参集すること、また、その会合において、条約第八条三十六に従って、関連する情報及び結論を含む問題につき、国際連合安全保障理事会の注意を喚起するかについて検討すること。

(c)　この問題に引き続き関与すること。

(d)　この決定はシリアの化学兵器によってもたらされた事態の異例な性格のために行われるもので、今後のいかなる先例ともならないことを認識すること。

附属書Ⅱ

シリアに関するアクション・グループ会合最終コミュニケ

二千十二年六月三十日

1.　二千十二年六月三十日、国際連合事務総長、アラブ連盟事務総長、中国、フランス、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、トルコ、イラク（アラブ連盟首脳会議議長）、クウェート（アラブ連盟外相理事会議長）及びカタール（アラブ連盟のシリアに関するフォローアップ委員会議長）の外務大臣、並びに欧州連合外務・安全保障政策上級代表は、シリアに関するフォローアップ会合として、シリアに関する国際連合及びアラブ連盟の共同特使を議長として、ジュネーブの国際連合事務所で会合した。

2.　アクション・グループのメンバーは、シリア・アラブ共和国の情勢について、一致して重大な警鐘を鳴らした。同メンバーは、継続し、かつ、増大している殺人、破壊及び人権侵害を強く非難する。同メンバーは、市民が保護されていないこと、暴力が激化していること、同国においてより深刻な紛争が生じ得ること、及び問題には地域的側面があることを深く懸念している。危機の受入れ難い性質及び規模は、共通の立場及び共同した国際的な行動を求めている。

3.　アクション・グループのメンバーは、シリア・アラブ共和国の主権、独立、国家の統一及び領土保全を約束する。同メンバーは、暴力及び人権侵害を終了させるために、また、シリアの人々の正当な願望を達成し、かつ、彼らが独立して民主的に自らの未来を決定することを可能にする移行に至るシリア人主導の政治プロセスの開始を円滑にするために、緊急に、かつ集中的に取り組むことを決意する。

4.　これら共通の目的を確保するため、アクション・グループのメンバーは、(a)あらゆる形態における暴力の即時停止を含む六項目提案並びに安全保障理事会決議第二千四十二号（二千十二年）及び決議第二千四十三号（二千十二年）の完全な実施を確保するため、当事者による措置及び対策を特定した、(b)シリアの人々の正当な願望を達成する政治的な移行のための原則及び指針について合意し、及び(c)シリア人主導の政治プロセスを容易にするための共同特使の努力を支援するに当たって彼らが上記目的を実施するためにとる行動について合意した。同メンバーは、これにより、現地における進展が促進かつ支援されるとともに、これがシリア人主導の移行を促進し支援することに役立つことを確信する。

あらゆる形態における暴力の即時停止を含む六項目提案並びに安全保障理事会決議第二千四十二号（二千十二年）及び決議第二千四十三号（二千十二年）の完全な実施を確保するため、特定された当事者による措置及び対策

5.　当事者は、六項目提案並びに安全保障理事会決議第二千四十二号（二千十二年）及び決議第二千四十三号（二千十二年）を完全に実施しなければならない。このため、

(a)　全ての当事者は、あらゆる形態の武力による暴力を継続的に停止すること、及び、他者の行動を待つことなく六項目提案を即時に実施することを改めて約束しなければならない。政府及び武装した反体制集団は、シリア・アラブ共和国における国際連合監視団（UNSMIS）の任務に従って本提案の実施を促進するため、同監視団と協力しなければならない。

(b)　次のものを含む、六項目提案の他の項目を実施するため、武力による暴力の停止は、シリア・アラブ共和国政府による即時で信頼性がありかつ目に見える行動をもって、継続されなければならない。

(i)　特に脆弱な立場の者及び平和的な政治活動に関与する者を含む恣意的に拘禁された者の解放の速度及び規模を強化すること、遅滞なくかつ適切なチャネルを通じて、当該者が拘禁されている全ての場所の一覧表を提供すること、当該場所へのアクセスを直ちに組織すること、並びに、当該者に関する情報、アクセス又は解放に関する全ての書面による要求に対し、適切なチャネルを通じた迅速な対応を提供すること。

(ii)　シリア国内での報道関係者の行動の自由及び彼らに対する無差別の査証に関する政策を確保すること。

(iii)　結社の自由及び平和的なデモの権利を法的に保証されたものとして尊重すること。

(c)　いかなる状況の下においても、全ての当事者は、UNSMISの安全を完全に尊重し、並びに、全ての事項に関して監視団と完全に協力し、かつ、監視団に十分な便宜を与えなければならない。

(d)　いかなる状況においても、シリア政府は、戦闘の影響を受けている全ての地域に対する人道機関による即時かつ完全な人道上のアクセスを認めなければならない。シリア政府及び全ての当事者は、負傷者の避難を可能にしなければならず、退去を望む全ての市民は退去することができなければならない。全ての当事者は、市民の保護に関するものを含む国際法の下での義務を完全に遵守しなければならない。

シリア人主導の移行のための合意された原則及び指針

6.　アクション・グループのメンバーは、次に掲げるシリア人主導の移行のための原則及び指針に合意した。

7.　いかなる政治的解決も、シリア・アラブ共和国の人々に対し、次の移行を提供しなければならない。

(a)　シリア・アラブ共和国の全ての人々が共有し得る将来に対する展望を提供する移行。

(b)　当該展望の実現に向けて、着実なタイムテーブルに従った明確な措置を確立する移行。

(c)　全ての人々にとって安全で、安定しかつ平穏な環境の中で実施し得る移行。

(d)　更なる流血及び暴力なしに迅速に達成されかつ信頼できる移行。

8.　将来に向けた展望

シリア・アラブ共和国の人々の願望は、協議の中で広範なシリアの人々によって明確に表明されてきた。次に掲げる国家に対する圧倒的な願望がある。

(a)　真に民主主義的かつ多元主義的で、既存の政治的行動主体及び新たな政治的行動主体に対し、選挙で公平かつ平等に争う余地を与える国家。これは、複数政党制民主主義に対する約束が最初の選挙を超えて永続的なものでなければならないことを意味する。

(b)　人権、司法の独立、これらに関する政府の説明責任及び法の支配に関する国際基準を遵守する国家。当該約束を単に明確に述べるだけでは不十分である。当該約束が当局によって継続することが確保されるために、人々が利用可能な仕組みが存在しなければならない。

(c)　全ての人々に平等な機会を提供する国家。宗派的抗争又は、民族的、宗教的、言語的又はその他の理由による差別の余地はない。数の上でより小さい共同体は、当該共同体の権利が尊重されることが保障されなければならない。